

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 健康会

- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県霧島市国分福島一丁目5番19号

(3) 設立認可年月日 平成10年 3月 3日

(4) 設立登記年月日 平成10年 3月 5日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評議員		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	霧島記念病院	鹿児島県霧島市国分福島一丁目 5番19号	一般病床 75床 療養病床 93床 [医療保険 93床]

- 注）1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【　】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月27日 令和 3年度決算の決定
 令和 5年 3月17日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

該当なし

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人 健康会
 所在地 鹿児島県霧島市国分福島一丁目5番19号

※医療法人整理番号

財産目録

(令和5年3月31日現在)

1. 資産額	1,196,057 千円
2. 負債額	2,415,236 千円
3. 純資産額	△ 1,219,179 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	389,461
B 固定資産	806,596
C 資産合計 (A+B)	1,196,057
D 負債合計	2,415,236
E 純資産 (C-D)	△ 1,219,179

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-1

法人名 医療法人 健康会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分福島一丁目5番19号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	389,461	I 流動負債	326,204
現金及び預金	63,793	買掛金	6,040
事業未収金	268,593	短期借入金	266,377
たな卸資産	12,951	未払金	43,002
その他の流動資産	44,124	未払消費税	664
		未払法人税等	71
		預り金	6,426
		未払費用	3,624
II 固定資産	806,596		
1 有形固定資産	796,127		
建物	382,388		
構築物	601		
医療用器械備品	154,534		
その他の器械備品	45,986	II 固定負債	2,089,032
車両及び船舶	0	長期借入金	2,089,032
土地	208,351		
その他の有形固定資産	4,267		
2 無形固定資産	9,079		
ソフトウェア	7,565	負債合計	2,415,236
その他の無形固定資産	1,514		
3 その他の資産	1,390	純資産の部	
出資金	1,333	科 目	金額
その他の固定資産	57	I 積立金	△ 1,219,179
		設立等積立金	△ 1,106,237
		繰越利益積立金	△ 112,942
		II 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 1,219,179
資産合計	1,196,057	負債・純資産合計	1,196,057

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 健康会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県霧島市国分福島二丁目5番19号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(单位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	1,586,162
2 事 業 費 用	
(1) 事 業 費	1,585,305
(2) 本 部 費	1,585,305
本來業務事業利益	857
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	
附帶業務事業利益	0
C 収益業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
収益業務事業利益	
事 業 利 益	857
II 事 業 外 収 益	
受 取 利 息	7
その他の事業外収益	22,606
III 事 業 外 費 用	
支 払 利 息	47,032
その他の事業外費用	7,616
經 常 損 失	△ 31,178
IV 特 別 利 益	
固定資産売却益	0
その他の特別利益	0
V 特 別 損 失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
稅 引 前 当 期 純 損 失	△ 31,178
法 人 稅・住 民 稅 及 び 事 業 稅	72
法 人 稅 等 調 整 額	72
當 期 純 損 失	△ 31,250

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 健康会

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 霧島市国分福島一丁目5番19号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 健康会
理事長 平原一穂 殿

私は、医療法人 健康会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月24日

医療法人 健康会

監事 高橋雷太